

堺市立学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する
規則

堺市立学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（平成２９年教育委員会規則第３０号）の一部を次のように改正する。

第９条の２第２項第２号中「以下」を削る。

第１２条第１項第１３号中「若しくは感染症」を「、感染症」に改め、「停止させられたこと」の次に「若しくは学校等がその休業日に行事等を実施し、当該休業日の変更がなされたこと」を加え、「式典（その子が参加するものに限る。）」を「行事等」に改める。

第１４条中第９項を削り、第１０項を第９項とする。

第１５条第２項中「始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した」を削り、「第１９条第１項」を「第１９条第２項第１号」に改め、「による部分休業」の次に「（以下「第１号部分休業」という。）」を加え、「当該部分休業」を「当該第１号部分休業」に改める。

附 則

この規則は、令和７年１０月１日から施行する。